

独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校と鳥羽商船高等専門学校  
との連携協力及び共同事業の推進に関する協定書

独立行政法人国立高等専門学校機構 鈴鹿工業高等専門学校（以下「甲」という。）と鳥羽商船高等専門学校（以下「乙」という。）は、相互の連携協力及び共同事業を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲と乙が互いの伝統、強み、特色を活かしつつ連携することにより、教育研究の質の向上と高度化及び地域貢献の強化を図ることを目的とする。

（事 業）

第2条 甲と乙は、「鈴鹿工業高専・鳥羽商船高専の連携強化に関する基本方針」（平成22年2月15日）に基づき、次の事項について連携協力及び共同事業の推進を行う。

- (1) 教育研究の質の向上に関すること
- (2) 学生及び教職員の交流に関すること
- (3) 地域の人材養成その他地域貢献に関すること
- (4) 地域産業及び文化の振興に関すること
- (5) その他必要と認める事項

（期 間）

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は本協定に定める事項を変更しようとするときは、甲と乙が協議の上定める。

本協定書は2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

平成22年3月17日

（甲）

三重県鈴鹿市白子町  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
鈴鹿工業高等専門学校長

（乙）

三重県鳥羽市池上町1番1号  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
鳥羽商船高等専門学校長

高橋誠司

山田猛敏